

告示第 9 号

坂城町中心市街地街並み整備等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

坂城町長

坂城町中心市街地街並み整備等検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 町の中心市街地の街並み整備及び活性化（以下「街並み整備等」という。）について検討するため、坂城町中心市街地街並み整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 街並み整備等に係る基本的な方針の策定に関する事項
- (2) その他街並み整備等の検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 区長など自治区を代表する者
- (3) 商業及び観光の振興に関わる者
- (4) 刀剣に関する有識者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、街並み整備等に関し、意見等を求めることが必要であると町長が認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事項の完了をもって満了するものとする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬額は、委員長については日額7,600円、委員については日額7,200円とする。ただし、半日(4時間以内)の場合における報酬は、2分の1の額とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工農林課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。